広報ライフ

秋日和のメロディー

木漏れ日が降り注ぐ、穏やかな秋の休日。風に乗って流れる、小さな歌声。誰かと手を取り合って、笑い合う声。それぞれの時間が、ゆっくりと流れていく。まるで、この温かさがずっと続くように、世界が優しく色づいていました。

「広報誌ライフ」デジタル版はコチラから

一般財団法人 石川県市町村職員等ライフプラン協会 https://www.ishikawa-life.jp

2025.10
vol.126

55歳以上の方へ　ナイス・ライフ・セミナーのご案内

55歳以上の方を対象に、退職後の生活の円滑な移行を支援するためのセミナーを開催します。

人生100年時代、退職後の暮らしを安心して迎えるためには、早めの準備がカギとなります。このセミナーでは、退職前に知っておきたい年金・健康保険・ライフプランなどの基礎知識をわかりやすく解説します。安心して次のステージを迎えるための一歩として、ぜひご参加ください。なお、令和8年2月にも同様のセミナーを金沢市内（日帰り）で予定しています。詳細は来年1月頃ご案内します。

開催日	令和7年10月14日（火）～15日（水）	場所	粟津温泉　おびし荘（小松市）
対象者	55歳以上の方（短期組合員を含む）		
内容	ライフプラン総論、公的年金制度について、退職後の医療制度など		
参加費	①セミナー（おびし荘1泊2食付）5,000円 ／ ②セミナー（おびし荘夕食付）3,000円 ／ ③セミナーのみ 無料		
申込方法	勤務先の共済担当課を通じてお申込みください		

※詳しい内容をお知りになりたい方は、**当協会のホームページをご覧になるかライフプラン協会（TEL 076-263-9432）**までお気軽にお問い合わせください。

新規割引優待施設のご案内　縄文温泉の宿　真脇ポーレポーレ

「縄文温泉の宿 真脇ポーレポーレ」は、世界農業遺産に認定された「能登の里山里海」の恵みを活かした料理が自慢です。地元でとれた旬の食材と調味料を大切にし、新鮮な魚介類や希少なブランド「能登牛」を提供しています。また、広々とした特別室からは日本海を一望でき、贅沢な時間を過ごせます。天然温泉のお風呂は、体が温まり、冷え性や神経痛、関節痛に効果があると評判です。

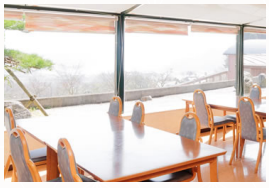

スマホ会員証でおトクに宿泊！

施設ご宿泊時に、**ライフプラン協会スマホ会員証をご提示**いただくことにより、**1泊2食付きの宿泊料金が大人1人につき1,000円割引**になります。この機会にぜひご利用ください！

ライフプラン協会スマホ会員証はコチラから

ここからアクセス

一般財団法人
石川県市町村職員等
ライフプラン協会
スマホ会員証

住所	石川県鳳珠郡能登町字真脇19字110番地	電話	0768-62-4700
アクセス	のと里山海道終点「のと里山空港IC」からお車で約40分		
利用料金	1泊2食付き18,000円～（割引前）		

安心の全国対応

4つの終活サービス　24時間365日　相談・見積無料

制度運営 全国儀式サービス 公式キャラクター「しろ」

葬儀支援サービス
万一の際、葬儀の基本セットを税込26.4万円でご提供。

生前・遺品整理
ご家族に代わってお部屋の片付けのお手伝い。

相続手続
不動産・預貯金などの名義変更はお任せください。

不動産売却
「マンション」「空き家」「ワケアリ物件」などの不動産売却でお困りの方はこちら。

全国儀式サービス コールセンター

葬儀のご相談は……
フリーコール 0120-421-493（ヨニイーシクミ）

遺品整理、相続、不動産売却のご相談は…
フリーコール 0120-204-122

団体コード 15211

まるっとわかる！ ライフプラン講座 第11回

相続の基本について Part 1

阿部　敏郎
一般財団法人地域社会ライフプラン協会
業務部　参事

相続とは、身近な人が亡くなったときにその人が遺した財産や債務を引き継ぐことです。国税庁のデータによれば2021年に亡くなった方のうち相続税が課税された人の割合は、全国平均で9.3%ですが、実際に相続税を申告した人の割合は11.8%で、この割合は、年々増加傾向にあります。相続は一生の中で経験する機会が少なく、発生する時期も想像しにくいために事前準備がむずかしいかもしれません。しかし、事前対策は相続税の額や家族関係に大きな影響を及ぼします。まず、被相続人のその年の所得税について、4ヵ月以内に申告と納付の必要があります（準確定申告）。そして、相続税の申告・納税期限は被相続人の死を知った日の翌日から10ヵ月以内で、原則、現金一括払いで納める必要があります。このため、自分が相続税納付の対象になるのかは早めに確認しておいた方が安心です。いざというときにあわてないためにも基礎知識とその準備について確認していきたいと思います。相続税を計算するには、様々な用語の意味の理解や計算過程・特例等を理解しなければなりませんが、すべてを網羅することは難しいので、ここではその主なものについて概要を説明します。

1. 基礎控除と主な特例措置

まず、相続税には基礎控除があり、基礎控除額以内であれば相続税を支払う必要はありません。

- **相続税基礎控除額:** 3,000万円+600万円×法定相続人の数。さらに、配偶者の軽減税率や自宅等の土地の評価額については、特別の取り扱いがあります。
- **配偶者の軽減税率:** 取得する財産が法定相続分または16,000万円のいずれか多い金額まで非課税（申告が必要）
- **小規模宅地等の評価減の特例:** 被相続人の所有する自宅の土地で一定の要件を満たしたものは評価額が330㎡まで80%減らせる（申告が必要）（事業用等も別途あり）
- **生命保険金等の非課税限度額:** 500万円×法定相続人の数
- **退職手当金等の非課税限度額:** 500万円×法定相続人の数

2. 相続人の範囲（法定相続人）と相続順位

(1)相続人の範囲

①配偶者　②子（孫）　③直系尊属：父母・祖父母　④兄弟姉妹（甥・姪）

（　）内は代襲相続＝被相続人の子や兄弟姉妹が既に亡くなっている場合、孫や甥・姪が代わって相続すること。

(2)相続順位

順位	相続人となるもの
常に相続人	配偶者
第1順位	子（養子含む）およびその代襲相続人
第2順位	直系尊属（親等の近い人を優先）
第3順位	兄弟姉妹およびその代襲相続人（甥・姪まで）

このように配偶者は必ず相続人となり、配偶者以外は優先順位があります。例えば、配偶者と子と親がいる場合、配偶者と子が相続人となります。

3. 相続の承認と放棄

相続人は、被相続人の財産を相続するかどうかを選択することができます。民法では、単純承認（すべての財産および債務を承認すること）が原則ですが、限定承認や相続の放棄も認められています。

- **限定承認:**
  被相続人の財産の範囲内で債務を承認すること（債務超過の場合、弁済の必要なし）
  相続開始を知った日から3ヵ月以内に家庭裁判所に申し立て
  相続人全員が共同で行わなければならない
- **相続放棄：相続人の財産と債務を一切承継しないこと**
  相続開始を知った日から3ヵ月以内に家庭裁判所に申し立て（撤回はできない）
  相続人全員ではなく、単独でできる

4. 遺産分割協議

民法で相続人に対する法定相続分が定められていますが、必ずその割合で相続しなければならないものではありません。「遺言」がある場合には、原則としてそのとおりに遺産分割を行うことになります。「遺言」がなければ、相続財産をどのように分けるかは相続人同士が話し合いで決めることになります。これが遺産分割協議で、相続人全員が加わらなければなりません。

5. 相続税の計算

遺産分割が終わり、各相続人の取得すべき財産が確定したら、相続税を計算します。相続税には基礎控除額と呼ばれる非課税枠があります（前述）。遺産総額がこの金額に満たなければ相続税の手続きは必要ありません。相続税の計算上、この遺産の総額に含まれる財産は大きく分けて次の3種類になります。

- **相続財産:** 土地、建物、現金、預貯金、有価証券などのいわゆる普通の財産
- **みなし相続財産:** 死亡保険金、死亡退職金、亡くなった方が保険料を負担していた家族の生命保険契約など
- **生前贈与財産:** 亡くなった方からの贈与財産で相続開始前一定の期間内（3年以内から7年以内に移行期間中。令和13年1月から7年間になる）に取得しているもの、および相続時精算課税の方法でもらったすべての贈与財産や教育資金の一括贈与等

右上に続く

左下から続く

相続税の算出方法は次のとおりです。相続税は、これら3種類の財産から基礎控除額、生命保険金等の非課税金額、葬式費用、借入金債務等を差し引いた残りの課税遺産総額に、各々の相続税率を掛けて求めます。

① 相続財産の課税価格

相続財産			みなし相続財産		
土地	建物	預貯金	生命保険金等	＝	相続財産の課税価格
有価証券		その他			

② 正味遺産額

相続財産の課税価格	＋	相続時精算課税の適用を受ける贈与財産 相続開始前3年以内の贈与財産※	－	非課税財産 葬式費用 借入金等債務	＝	正味遺産額

※令和6年以降、段階的に7年に延長

③ 課税遺産総額

正味遺産額 － 基礎控除額 ＝ 課税遺産総額

④ 相続税総額

課税遺産総額	×	法定相続分	×	相続税率	＝	各人の算出税額	各人の算出税額の合計→相続税総額

⑤ 各相続人の相続税額

相続税総額 × （各人の課税価格 ／ 各人の課税価格の合計額） ＝ 各相続人の相続税額

配偶者税額軽減その他税額控除・加算 ⇨ 各相続人の納付税額

詳細は所轄の税務署や税理士にご相談ください。

相続税率

法定相続分に基づく取得金額	税率	控除
1,000万円以下	10%	－
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円

法定相続分に基づく取得金額	税率	控除
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

用語解説

① 遺言

「遺言」は、自分が死んだ後に残された家族等に自分の財産をどのように分配するかなどについて最終意思を明らかにするものです。遺言があれば原則、遺言者の意思に沿った分配がなされます。遺言が無いと、相続人間で遺産分割について協議することとなりますが、協議が整わず紛争になることも多々あります。親族間の争いごとを未然に防止するためにも遺言の果たす役割は重要です。遺言の方法には、自筆証書遺言と公正証書遺言があります。

①自筆証書遺言

誰に何をいくら相続させるという遺言の「本文」は本人が自筆で書く必要がありますが、「財産目録」は預金通帳や不動産の登記事項証明書のコピー、パソコンで作成した財産リストなどでも構いません。法務局で保管してもらうこともでき、費用も3,900円で済みます。通常、自筆証書遺言は、相続後に家庭裁判所で検認という確認手続きが必要になりますが、法務局への保管制度を利用した場合は不要なので、死後の遺族の手間も省けます。詳しくは、法務省ウェブサイト「自筆証書遺言書保管制度」を参考にしてください。

②公正証書遺言

遺言の内容が複雑だったり、遺言を作成する人に認知症の兆しがあったりするときには、将来、遺言の有効性について争いが起きないよう、公正証書遺言を作成した方が安心です。費用はかかりますが、2人以上の証人立ち会いのもと、遺言者が公証人に遺言内容を口述し公証人が筆記し、最後に遺言者と証人が内容に誤りがないかを確認して署名押印します。よって、不備のない遺言書を作成することができます。遺言書の原本は公証人が保管し、厳重に管理します。また、相続開始後の家庭裁判所における検認は必要ありません。

② 遺留分制度

民法では、相続人が配偶者・直系卑属または、直系尊属である場合には、必ず残しておかなければならない最低限度の相続分の割合を定めています。これを遺留分といいます。遺留分の割合は遺留分権利者ごとに次の表のとおりです。

遺留分権者	遺留分の割合
直系卑属と配偶者/直系尊属と配偶者	法定相続財産×1/2
直系卑属のみ/配偶者のみ	
直系尊属のみ	法定相続財産×1/3

なお、被相続人の兄弟姉妹は法定相続人ですが、遺留分の権利はありません。

次号に続く

LIFE 会員だより MEMBER'S LETTER

72年ぶり！

１０月に２人目の孫が生まれます。我が家に７２年ぶりの男の子です。楽しみです。

（S･Y）

大事なこと

最近、脳トレとしてナンプレを始めました。思った以上に自分の頭が凝り固まっており苦戦していましたが、今ではそんなに時間をかけずに解くことができます。以前は「う～ん…」と唸っていた、こちらの広報誌のナンプレもすんなりと解くことが出来ました！頭を使うことって大事だなと改めて実感しています。

（K･T）

厳しい言葉

夫婦でダイエットに挑戦中。共にマイナス3kgできました。ここからが中々落ちない。お互い厳しい言葉を浴びせ合い！？目標達成頑張るぞ！！

（ラベンダー）

旅行で一番楽しいこと

最近、温泉旅行に行きたいと行き先を考え中です。旅行がすごく楽しみですが、どこに行こうか悩んでいる今が１番楽しいのかもしれません。　（N･N）

仲睦まじく

大阪･関西万博に夫と２人で行ってきました。末娘が大学生となり、久しぶりに夫婦で旅行に出掛け、これからは２人仲良く生活していこうと改めて思った旅行でした。(K･I)

みんなでツヤツヤ

最近、髪の調子を考えて高価格シャンプーが気になり、思い切って購入しました。もったいないので家族には使わないようにと言ってますが、ちょっと減りが早いような気がする今日この頃。まぁ、みんなでツヤツヤ髪になれば家族円満かな？（K･M）

ナンプレ

ルール

❶タテ９列、ヨコ９列のそれぞれに1～9の数字が1つずつ入ります。

❷3×3の太い線で囲まれた９個のブロックの中にもそれぞれ1～9の数字が1つずつ入ります。

回答例

1	2	3	7	4	9	8	5	6
4	5	6	3	8	2	7	1	9
7	8	9	5	1	6	3	4	2
3	7	5	6	2	8	4	9	1
6	4	2	1	9	3	5	7	8
8	9	1	4	7	5	6	2	3
2	6	8	9	5	4	1	3	7
9	1	4	8	3	7	2	6	5
5	3	7	2	6	1	9	8	4

ルールにしたがって、すべての空きマスに数字を埋めてください。

A、Bのマスに入った数の合計を答えてください。

A ＋ B ＝ 答え

問題

4	2					A		1
7				2		3	4	
		5	3		4		6	
		6		B		4		
	9			1			2	
		1				8		
	4		2		6	1		
	1	8		5				4
3							8	9

応募方法

正解者の中から抽選で10名様に QUOカードが当たる!!

ハガキもしくは右のQRコードからアクセスして、クイズの答え･組合員証記号番号･氏名を明記の上、当協会までお送りください。

「身近な出来事」「広報ライフへの感想」を必ずお書きください。

※ペンネームをご希望の方はお忘れなく。

正解者の中から抽選で10名様にQUOカード(1,000円分)をお送りします。

締め切りは10月20日(月)です。

【前号の答え】5

応募はとってもカンタン!

QRコードを読み取って応募しよう ▶▶▶▶▶

VEGETABLE OIL INK
植物油インキを使用しています。

広報 ライフ 126

編集･発行　一般財団法人 石川県市町村職員等ライフプラン協会

〒920-8555　金沢市幸町12-1

TEL 076(263)9432[直通]　FAX 076(263)9436

https://www.ishikawa-life.jp

点線で切り取って宛名カードとしてご利用ください。

〒920-8555
金沢市幸町12-1
(一財)石川県市町村職員等ライフプラン協会行